

神河町公告(告示)第140号

下記の森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により告示する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供する。

令和6年10月22日

神河町長 山名 宗 悟



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

| 整理<br>番号 | 所在・地番      |        | 林班 | 小班  | 地目  | 面積ha  | 経営管理権<br>の存続期間      | 備考 |
|----------|------------|--------|----|-----|-----|-------|---------------------|----|
| R6-1-01  | 神河町根宇野字神明本 | 998    | 37 | ア、エ | 山林  | 6.02  | 5年間<br>(2029.10.31) |    |
|          | 神河町根宇野字神明谷 | 1026-1 | 35 | エほか | 保安林 | 76.12 |                     |    |
|          | 計          |        |    |     |     | 82.14 |                     |    |

2 縦覧場所 神河町役場農林政策課  
神河町のホームページ (<http://www.town.kamikawa.hyogo.jp/>)

3 本公告により、神河町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。